

序章 はじめに

1 本指針の使い方

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、住宅の高耐震化を促進する契機となりましたが、石川県でも平成19年3月の能登半島地震で多大な被害が生じたこと等を受け、建築物の耐震化促進に向けた取り組み*1が本格化しています。

一方、雪対策については、石川県でも昭和38年と56年以来、平成13年の大雪*2や平成18年の豪雪*3（以下、各豪雪・大雪を38豪雪、56豪雪、13大雪、18豪雪とといいます）を記録しており、雪国で暮らす知恵を持った人々の高齢化等も踏まえると、住まい・まちづくりにおける対策周知の必要性が高まっていると考えられます。

石川県では、昭和61年3月に在来木造住宅のユーザーと施工者向けに屋根雪処理や市街地における除排雪のあり方などを示した「雪に強い家づくり・街づくり」を策定していますが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、指針を改訂することと致しました。

本指針は、第1章で石川県の冬と住まいを概観した上で、第2章では主に在来木造住宅の若手施工者の方々に参考としていただけるよう、雪に強い家づくりで目安となる技術的指針を中心に内容を構成するほか、第3章では一般ユーザーが住まいづくりを検討する際の参考にできるように、また、広く県民の皆様に対して克雪にとどまらず親雪・利雪の視点から、住まいと関連するまちづくりのあり方を例示しています。

なお、本指針の活用にあたっては、次頁にお示しした参考資料も併せてご参照いただけると、本指針と関連づけてよりわかり易いと思います。一般の在来木造ユーザー向けには、本指針をもとに、別途、編集したパンフレットを作成していますので、必要に応じてご覧ください。

*1 都道府県における「耐震促進計画」策定（石川県はH18度に策定済）に基づく各市町村の耐震改修促進計画策定、地震防災マップの策定による建築物等の耐震化率向上等

*2-1 大雪：大雪注意報（大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報）基準以上の雪。

*2-2 13大雪：平成13年1月の短期集中型大雪で被害も小さくはありませんでしたが、過去の積雪量をみると、歴代10位（当時）のため、気象庁として「豪雪」としていません。本指針では、昭和61年以降の大雪が記録された年として18豪雪と同様に概況をみています。

*3-1 豪雪：気象庁による用語の規定では、「豪雨」の規定に準じ「著しい災害をもたらすような大雪」とされています。また、金沢地方气象台によると、「豪雪」とするのは、複数の県にわたり、大雪警報の基準が2日以上続いた場合、1つの県で数日にわたり大雪が降り、積雪量が歴代3位以内を記録した場合とされています。

*3-2 豪雨：著しい災害が発生した顕著な大雨現象。

*3-3 著しい豪雨：①激甚災害、命名された大雨災害、②既に命名された現象もしくはそれに匹敵する過去事象に対する使用に限定する、③命名の目安は「浸水家屋10,000棟」等。

2 関連する参考指針

本指針は、これまでに公的機関から発行された住まいづくりに関する下記の技術指針を参考に、建築技術者向けに策定されたもので、必要に応じて下記の参考資料も併用してください。

■ 関連する参考指針の概要 ■

指 針 名	発行者（発行年月）	概要（骨子）
木造住宅のための構造安定に関する基準に基づく横架材及び基礎のスパン表	建設省住宅局住宅生産課監修、(財)日本住宅・木材技術センター発行 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅性能表示制度にある9つの表示事項のうち、「構造の安定」に関する詳細なマニュアルの中の、「基礎」「横架材」の各チェックについて、具体的な寸法及び仕様を決定する際の具体的に選択できる数値として、ある前提条件下の部材寸法とスパンを関係づけたスパン表。 対象は、階数が2以下で、延床面積が500㎡以下の戸建の木造軸組住宅。
木造住宅工事仕様書	財団法人 住宅金融普及協会 (平成19年改訂・全国版)	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分を踏まえた住宅の断熱構造に関する仕様（断熱材、防湿材、断熱材の保管・取り扱い、養生、注意事項）。
高耐震住宅マニュアル	石川県土木部建築住宅課・住宅金融公庫北陸支店監修 (平成9年2月)	<ul style="list-style-type: none"> 北陸の地域性（下記の3点）を考慮し、積雪時の大地震でも建物の倒壊を防ぐ基準を設定。 <ol style="list-style-type: none"> 積雪を考慮した耐力壁は、地盤、耐力壁の直下率、壁配置率等の良好なものについて緩和規定を設定。 長期の耐震性確保にあたり、防湿、防蟻等の基準を設定。 新築時の耐震性能低下を抑制するための瑕疵に対する性能保証。

※発行者は、発行当時の機関名称を記載